

本争議モ十二日夜ヨリ翌十三日午三時迄ノ折衝ヨリ
解決スルニ至ル

要求事項

一 解散、休業、退職手当

解決事項

- 一 工場主ハ昭和四、五、二七締結セル覚書ヲ承認スルコト
- 一 従業員ハ全員解雇ヲ承認
- 一 工場主ハ再起ノ場合就業ニ打シ前記解雇従業員ニ優先権ヲ認メ擇定採用スルコト
- 一 工場主ハ従業員ニ対シ退職、了先手当休業中ノ日給見舞金ヲ入金メテ金四七四〇円四六分ヲ支給

前記

①梅系製糸場争議 (四・一〇一日迄)

静野製糸野村上野部六八三

労働者 二九名(内女二五名)

参加者 二八名(男二四名)

経営困難ヲ理由ニ四月八日一名ヲ解雇シタル処他職工等ハ何等ノ理由ナクテ解雇サレタルノ不当ヲ鳴ラシ今日同業決行シ再東労資交渉ヲ続ケシガ工場主ハ一時休業スルコト一職工ハ同工場主経営ノ他工場ニ使用スルコトナリ本争議ハ自然消滅セリ

要求事項

一 前記女工ノ復職

6. 11. 20
3245